

令和3年度 第3回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和4年3月24日（木）午前10時～
市川市役所 第2庁舎 4階 大会議室

次 第

- 1 教育委員会挨拶
- 2 審議会会長挨拶
- 3 調査審議（答申関係）
指定学校変更制度等の見直しについて
- 4 答申
指定学校変更制度等の見直しについて
- 5 議題
 - （1）指定学校変更許可基準について（既存の学校）
 - （2）通学区域の再編案について
- 6 その他



令和 4 年 3 月 2 4 日

市 川 市 教 育 委 員 会

教育長 田中庸恵 様

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会長 中嶋貞行

指定学校変更制度等の見直しについて（答申）

令和 3 年 11 月 12 日付け市川第 20210908-0126 号で市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおり取りまとめましたので、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. はじめに

本市では、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則第 2 条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。一方、児童生徒の具体的な事情に対応するため、同規則第 3 条において、一定の条件に該当する場合には、保護者からの申請により指定された学校を変更することができる指定学校変更制度を定め、通学区域の弾力的運用を実施している。

2. 指定学校変更制度

(1) 指定学校変更制度に関する市川市教育委員会の方針について

本市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」（平成 30 年 3 月策定）を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育 9 年間を基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。

方針の中では、学級数を概ね 12 学級から 18 学級とし、隣接する学校の規模や通学の安全性と距離に留意し、通学区域を見直していくとされている。

また、育ちと学びの連続した環境を作るため、小中学校の通学区域が一致していることが望ましく、指定学校変更制度のあり方について見直しを進めていくとされている。

（２）これまでの指定学校変更制度の現状と課題

本市では、通学区域の弾力的運用について、社会や保護者等の意向の多様化への対応として、学校選択機会の拡大は重要であるとの考えから、指定学校の変更を積極的に推進してきた（平成 9 年 5 月 市川市立小中学校通学区域審議会答申）。

現在では、指定学校変更申請は、毎年 1,400 件程度に上っており、本市で進めている義務教育 9 年間の学びと育ちの連続した環境づくりと、学校規模の適正化に少なからず影響を及ぼしている。

このことから、現在進めている通学区域の見直しに併せて、指定学校変更制度の見直しについても検討を行う必要がある。

（３）既存の学校における指定学校変更制度について

現行の指定学校変更制度では、指定学校変更許可基準が 12 項目定められており、承認基準に応じて指定学校変更を行うこととしている。本市では、学校選択の機会を広げるために、指定学校変更を広く認め、柔軟に対応してきた。

今後は、中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりを

進めていくことと、学校規模の適正化、適正配置を図るために、指定学校変更制度について、原則として、以下のとおりに整理されたい。

① 通学の安全

通学経路に問題がある場合や、家庭の事情（児童の両親の就労、兄弟姉妹一緒の学校に就学希望、転居等に伴い従前の通学校を希望する場合等）がある場合に限り、指定学校を変更できるものとされたい。

② 学校生活の安全

病気等の身体的理由や、いじめ等の教育上の理由がある場合に限り、指定学校を変更できるものとされたい。

③ 小中一貫教育の推進

義務教育学校等への就学を希望する場合や、小学校就学時に指定学校を変更し、その中学校ブロックに就学希望した場合（安全に通学できることが原則）に限り、指定学校を変更できるものとされたい。

ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとされたい。

尚、距離については、地域の事情等を踏まえ、例外措置で対応されたい。

（４）建替え後の学校における指定学校変更制度について

「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について（答申）」で、新たな通学区域決定後の指定学校変更制度の基本的な考え方について整理した。答申では、通学（距離等）や学校生活（いじめ等）の安全に特段の配慮を要する場合や、小中一貫教育推進の観点から義務教育学校等への就学を希望し、通学距離等の一定基準を満たした場合は、指定学校を変更できるとした。また、建替え後の指定学校変更制度の効力発生時期については、通学区域の変更がある学校においては、新たな通学区域の適用時とし、通学区域の変更がない学校においては、建替え後の学校施設の供用開始時とされたいとした。

このことより、建替え後の指定学校変更制度について、原則として、以下のとおりに整理されたい。

① 通学の安全

通学（距離等）や家庭の事情等（児童の両親の就労等、兄弟姉妹一緒にの学校に就学希望、転居等に伴い従前の通学校を希望する場合等）がある場合に限る、指定学校を変更できるものとされたい。

② 学校生活の安全

病気等の身体的理由や、いじめ等の教育上の理由で特段の配慮を要する場合に限る、指定学校を変更できるものとされたい。

③ 小中一貫教育の推進

義務教育学校等への就学を希望し、通学距離等の一定の基準を満たした場合、小学校就学時に指定学校を変更し、その中学校ブロックに就学希望した場合（安全に通学できることが原則）に限る、指定学校を変更できるものとされたい。

ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとされたい。

3. 学校選択制

学校教育法施行規則第 32 条第 1 項により、市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、保護者の意見を踏まえて、就学校を指定することができるとされている。

学校の新設に伴い、本市では、特定の地域に居住する者について、従来の通学区域は残したままで学校選択を認めており、これを地域選択としている。

具体的には、平成 11 年に妙典小学校が開校し、平成 17 年より通学区域の変更に伴う措置として、塩焼小学校区の一部の地域を行徳小学校と妙典小学校を選択することができるとした。幸小学校の一部地域についても塩焼小学

校を選択することができるとした。現在では 30 名程度の児童が地域選択で、小学校に就学しているが、このことによって、中学校ブロックにおける小中の連続性が確保できない状況も生じている。

これらの現状を踏まえ、中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと、学校規模の適正化と適正配置を図るために、現行の地域選択についても検討することとされたい。

また、本市では、平成 27 年に小中一貫教育の実施を目的とした義務教育学校の塩浜学園が開校した。小中一貫校の教育活動を行うことから、一部の地域の通学区域を広げ、富美浜小学校区であるが、塩浜学園を選択できるとしている。

今後、小中学校の校舎の建替えを行うにあたり、通学区域を見直していくが、通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動等への影響を与えることから、学校選択制についても、学校や地域の事情等によっては、適宜検討しながら、適切に進められたい。

以上

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長	中嶋	貞行
副会長	石田	清彦
委 員	石原	たかゆき
委 員	岩井	忠良
委 員	尾上	悦子
委 員	菊池	和彦
委 員	久保川	隆志
委 員	高梨	紀雄
委 員	高橋	大策
委 員	富田	勇人
委 員	中原	基貴
委 員	増田	貞幸

指定学校変更許可基準について(既存の学校) 新旧対照表 (小学生用)

新				旧			
事由		期間	添付書類等	事由		期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書 等	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年		医師の診断書 等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る (注)	卒業まで	適宜	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で <u>小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内</u> からの通学に限る	事由解消まで		通学路を明記
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため (注)	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可		就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで		適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域、または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学の場合 (注) ②削除 ③削除 ②上記①以外の場合	①卒業まで ②削除 ②学期末または年度末まで	適宜	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域、または事務室窓口から直線で <u>小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内</u> からの通学の場合 ②上記①のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの入学を制限している学校を希望する場合 ③上記①以外の場合	①の場合は卒業まで ②の場合は年度末まで ③の場合は学期末または年度末まで ただし、協議のうえ再申請も可		適宜
6	住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等	住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内		建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	(削除)			<u>在学校の学校行事等に参加したいため</u>	事由解消まで 学期末まで		適宜

8	(削除) ※令和8年度より	(削除)	(削除)	友人関係等の理由によるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から 直線で小学校は1キロメートル以内、 <u>中学校は2キ ロメートル以内</u> からの通学に限る	卒業まで	適宜
9	希望する学校が指定された学校より近い ため <u>* 希望校の教室数に余裕がある場合に 限る</u>	卒業まで	適宜	希望する学校が指定された学校より近い ため	卒業まで	適宜
10	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜
11	(削除)			<u>希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な 通学が可能な学校を希望するため</u>	卒業まで	適宜
12	<u>義務教育学校等への就学を希望する ため</u>	卒業まで	適宜			
13	その他	事由解消まで	適宜	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、<u>学校の受け入れ体制が整わない</u>場合、指定学校変更が認められないことがあります。 2. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。 3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。 <u>4. この基準は令和5年4月1日より適用します。 基準については、毎年見直しを行っております。</u> <u>5. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)</u> <u>注. 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。</u>	1. 上記の基準に適合した場合でも、<u>学校等の受け入れが伴わない</u>場合、指定学校変更が認められないこともあります。 2. 児童生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。 3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。 4. この基準は平成24年12月6日より適用する。
--	---

指定学校変更許可基準について(既存の学校) 新旧対照表 (中学生用)

新				旧			
事由	期間	添付書類等		事由	期間	添付書類等	
1 心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書 等		心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書 等	
2 事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜		事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る	事由解消まで	通学路を明記	
3 (削除)				両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書	
4 学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜		学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜	
5 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①削除 ②削除 ③削除	卒業まで	適宜		転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学の場合 ②上記①のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの入学を制限している学校を希望する場合 ③上記①以外の場合	①の場合は卒業まで ②の場合は年度末まで ③の場合は学期末または年度末まで ただし、協議のうえ再申請も可	適宜	
6 住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等		住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等	
7 (削除)				在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで 学期末まで	適宜	

8	友人関係等の <u>特別な理由</u> によるため ・ <u>人間関係に特別な配慮を要する場合等</u> (<u>仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く</u>) * <u>教育委員会にて協議を行う場合がある</u>	卒業まで	適宜	友人関係等の理由によるため <u>ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る</u>	卒業まで	適宜
9	希望する学校が指定された学校より近い ため * <u>希望校の教室数に余裕がある場合に限る</u>	卒業まで	適宜	希望する学校が指定された学校より近い ため	卒業まで	適宜
10	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜
11	<u>(削除)</u>			<u>希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希望するため</u>	<u>卒業まで</u>	<u>適宜</u>
12	<u>義務教育学校等への就学を希望するため</u>	<u>卒業まで</u>	<u>適宜</u>			
13	その他	事由解消まで	適宜	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、<u>学校の受け入れ体制が整わない</u>場合、指定学校変更が認められないことがあります。 2. 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。 3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。 4. <u>この基準は令和5年4月1日より適用します。</u> <u>基準については、毎年見直しを行っております。</u> 5. <u>事由5・6を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。</u> <u>(やむを得ない場合を除く)</u>	1. 上記の基準に適合した場合でも、<u>学校等の受け入れが伴わない</u>場合、指定学校変更が認められないこともあります。 2. 児童生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。 3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくこともあります。 4. この基準は平成24年12月6日より適用する。
---	---

指定学校変更許可基準について（平成24年～現在）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は1年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で 小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以 内からの通学に限る	事由解消まで	通学路を明記
3	両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議のうえ再 申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は 1キロメートル以内、 中学校は2キロメートル以内から 通学の場合 ②上記①のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの 入学を制限している学校を希望する場合 ③上記①以外の場合	①の場合は卒業まで ②の場合は年度末まで ③の場合は学期末また は年度末まで ただし、協議のうえ 再申請も可	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、 または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
7	在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで 学期末まで	適宜
8	友人関係等の理由によるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で 小学校は1キロメートル以内、 中学校は2キロメートル 以内からの通学に限る	卒業まで	適宜
9	希望する学校が指定された学校より近いため	卒業まで	適宜
10	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
11	希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な 学校を希望するため	卒業まで	適宜
12	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校等の受け入れが伴わない場合、指定学校変更が認められないこともあります。

2. 児童生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。

3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくこともあります。

4. この基準は平成24年12月6日より適用する。

指定学校変更許可基準（小学生用・令和５年度～令和７年度）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>(注)</u>	３年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学 <u>(注)</u> ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く) ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る ＊教育委員会にて協議を行う場合がある。 <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
8	希望する学校が指定された学校より近い ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
9	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
10	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
11	その他	事由解消まで	適宜

１．上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。

２．原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）

３．児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。

４．上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。

５．この基準は令和５年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

＊令和８年度より、「７．友人関係等の特別な理由によるため」は削除いたします。（小学生用）

⇒令和８年度からの指定学校変更許可基準は、こちらをクリックしてください。

指定学校変更許可基準（小学生用・令和８年度より）

事由		期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>(注)</u>	３年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学 <u>(注)</u> ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、売買契約書、仮住まいを証明するもの等
7	希望する学校が指定された学校より近い ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

１．上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。

２．原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）

３．児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。

４．上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。

５．この基準は令和８年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

指定学校変更許可基準（中学生用・令和５年度より）

事由		期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、 または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
6	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く) ＊教育委員会にて協議を行う場合がある	卒業まで	適宜
7	希望する学校が指定された学校より近い ため ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 事由４、５を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
3. 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和５年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

他市の指定学校変更許可基準（市川市、近隣5市） ○・・・認めている ／・・・認めていない

	事由	市川市	船橋市	八千代市	習志野市	浦安市	松戸市
1	心身の障害又は疾病によるため	○	○	○	○	○	○
2	事故の発生の恐れ等、通学経路に問題が生じるため	○		○		○	○
3	両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	○	○	○	○	○	○
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	○	○	○	○	○	○
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	○	○	○	○	○	○
6	住居の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、又は新築により事前に転入学を希望するため	○	○	○	○	○	○
7	在学校の学校行事等に参加したいため	○		○	○	○	○
8	友人関係等の理由によるため	○	○（いじめ等）	○（いじめ等）	○（いじめ等）	○（協議）	○（いじめ等）
9	希望する学校が指定された学校より近い	○	○				○
10	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい	○	○	○	○	○	○
11	希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希望するため	○	○（部活）	○（部活）	○（部活）	○（部活）	○（部活）
12	その他	○	○	○	○	○	○

参考資料

	市川市	船橋市	八千代市	習志野市	浦安市	松戸市
人口（R3.8.1）	496,742 人	644,934 人	200,848 人	176,741 人	170,103 人	497,672 人
学校数	小：38 校 中：15 校 義務教育学校 1 校	小：55 校 中：27 校	小：22 校 中：11 校	小：16 校 中：7 校	小：17 校 中：9 校	小：45 校 中：20 校
児童生徒数	小：21,922 人 中： 9,567 人 31,489 人	小：32,975 人 中：15,303 人 48,278 人	小：10,380 人 中： 5,104 人 15,484 人	小：9,253 人 中：4,582 人 13,835 人	小：8,453 人 中：3,715 人 12,168 人	小：22,688 人 中：10,795 人 33,483 人
指定学校変更数 （令和3年度入学者）	小：478 人 中：480 人 958 人	小：437 人 中：194 人 631 人	小：51 人 中：45 人 96 人	小：32 人 中：12 人 44 人	小：59 人 中：96 人 155 人 ※小規模学校選択制 ※特定地域選択制含む	小：254 人 中：109 人 363 人 ※学校選択制含む

【第五中学校ブロック】 通学区域が変更となる地域の児童 小学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①大柏小学校から大町小学校へ編入 【大柏小→大町小】	・ 大野町3丁目1596番地 ・ 大野町4丁目2154～2524、2595～2601、2606～2762、2765～2767、2790～3238番地 ・ 大町368、369、382～408、477～491、511～544番地	199人	大柏小 189人（94%） 大町小 3人（2%） その他 7人（4%）	友人 1人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 2人
計		199人		

【第六中学校ブロック】 通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①第三中学校へ編入 【六中→三中】	・ 八幡1丁目8～24番地	25人	六中 9人 (36%) 三中 5人 (20%) その他 11人 (44%)	友人 3人 兄弟 2人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
②第八中学校へ編入 【六中→八中】	・ 南八幡1丁目1～22番地	44人	六中 13人 (30%) 八中 21人 (47%) その他 10人 (23%)	友人 20人 兄弟 1人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
③第八中学校から編入 【八中→六中】	・ 東大和田1丁目 ・ 東大和田2丁目9～18番地 ・ 大和田1丁目5～16番地 ・ 大和田2丁目	87人	八中 64人 (74%) 六中 8人 (9%) その他 15人 (17%)	友人 5人 兄弟 0人 距離 2人 途中転居 0人 その他 1人
計		156人		

【第八中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①第二中学校から編入 【二中→八中】	・ 平田1丁目 ・ 平田2丁目	49人	二中 14人 (29%) 八中 14人 (29%) その他 21人 (42%)	友人 3人 兄弟 1人 距離 7人 途中転居 2人 その他 1人
②第六中学校から編入 【六中→八中】	・ 八幡1丁目8～24番地	25人	六中 9人 (36%) 八中 1人 (4%) その他 15人 (60%)	友人 1人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
③第六中学校へ編入 【八中→六中】	・ 東大和田1丁目 ・ 東大和田2丁目9～18番地 ・ 大和田1丁目5～16番地 ・ 大和田2丁目	87人	八中 64人 (74%) 六中 8人 (9%) その他 15人 (17%)	友人 5人 兄弟 0人 距離 2人 途中転居 0人 その他 1人
計		161人		

【下貝塚中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①第三中学校から編入 【三中→下貝塚中】	・宮久保3丁目1～14番地 ・宮久保3丁目28～38番地 ・宮久保4丁目	94人	三中 83人（88%） 下貝塚中 0人（0%） その他 11人（12%）	友人 0人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
②第四中学校へ編入 【下貝塚中→四中】	・北方町4丁目1456番地～1478番地 ・北方町4丁目2130番地～2309番地	2人	下貝塚中 2人（100%） 四中 0人（0%） その他 0人（0%）	友人 0人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
計		96人		

【東国分中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①第一中学校へ編入 【東国分中→一中】	・国分6丁目13番、17番～25番 ・国分7丁目 ・中国分1丁目 ・中国分3丁目17番～19番 ・堀之内1～5丁目	140人	東国分中 74人 (53%) 一中 38人 (27%) その他 28人 (20%)	友人 20人 兄弟 9人 距離 4人 途中転居 2人 その他 3人
②第二中学校へ編入 【東国分中→二中】	・国分5丁目 ・国分6丁目1番～12番 ・国分6丁目14番～16番 ・東国分2丁目	65人	東国分中 14人 (21%) 二中 40人 (62%) その他 11人 (17%)	友人 22人 兄弟 6人 距離 3人 途中転居 1人 その他 8人
③第三中学校から編入 【三中→東国分中】	・曾谷2丁目	57人	三中 47人 (82%) 東国分中 1人 (2%) その他 9人 (16%)	友人 1人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
計		262人		

【大洲中学校ブロック】 通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①第一中学校へ編入 【大洲中→一中】	・市川南3丁目 (14番11号、16号、21号、23号除く)	102人	大洲中 13人 (13%) 一中 38人 (37%) その他 51人 (50%)	友人 28人 兄弟 6人 距離 1人 途中転居 2人 その他 1人
計		102人		

＜通学区域の再編案＞

再編案の構成

1. 第一中学校ブロック
2. 第二中学校ブロック
3. 第三中学校ブロック
4. 第四中学校ブロック
- 5. 第五中学校ブロック**
- 6. 第六中学校ブロック**
7. 第七中学校ブロック
- 8. 第八中学校ブロック**
- 9. 下貝塚中学校ブロック**
10. 高谷中学校ブロック
11. 福栄中学校ブロック
- 12. 東国分中学校ブロック**
- 13. 大洲中学校ブロック**
14. 南行徳中学校ブロック
15. 妙典中学校ブロック
16. 塩浜学園（義務教育学校区）
17. 複数の中学校区に分かれている自治会

通学区域の見直し方針で定めた「見直しの流れ」に沿って、中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成したものです。

現行の通学区域と見直し後の再編案を掲載しています。

再編案の作成ルール（見直しの流れ）

以下の流れに沿って、通学区域の再編案を作成することとします。

①小中学校の通学区域の一致（視点 1 小中学校の連続性）

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせます。



②通学路の安全確保（視点 2 通学路の安全、留意点 通学距離）

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とします。



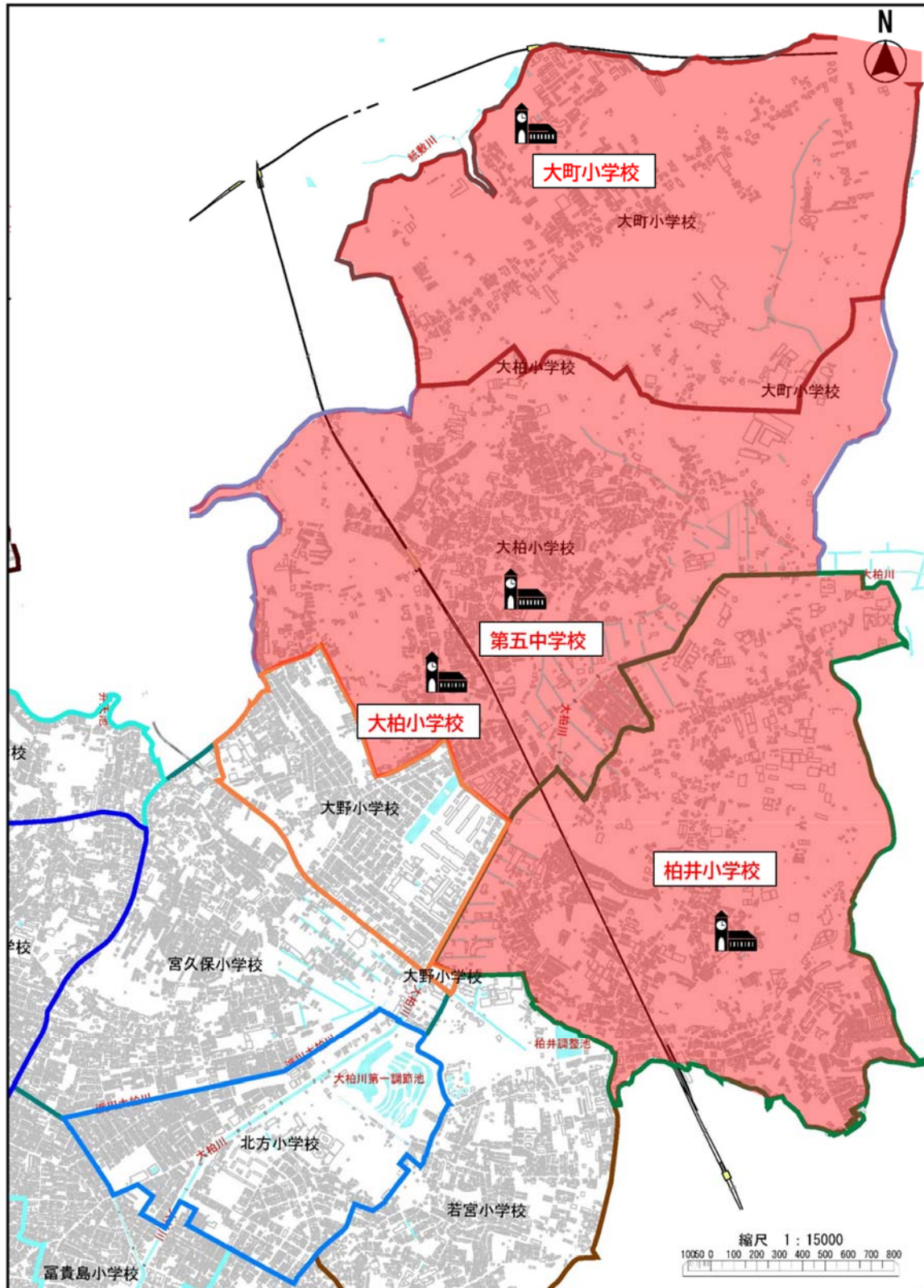
③学校規模の是正（視点 3 地域コミュニティのつながり、視点 4 学校規模の是正）

隣接する学校が大規模校（19 学級以上の学校）と過小規模校（小学校 6 学級、中学校 9 学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

5-1 第五中学校ブロック（第五中学校、大柏小学校、大町小学校、柏井小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	大柏小は大規模校、大町小は過小規模校となっており、隣接している。 ＜学級数＞ 第五中⑰、大柏小②④、大町小⑥、柏井小⑭
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

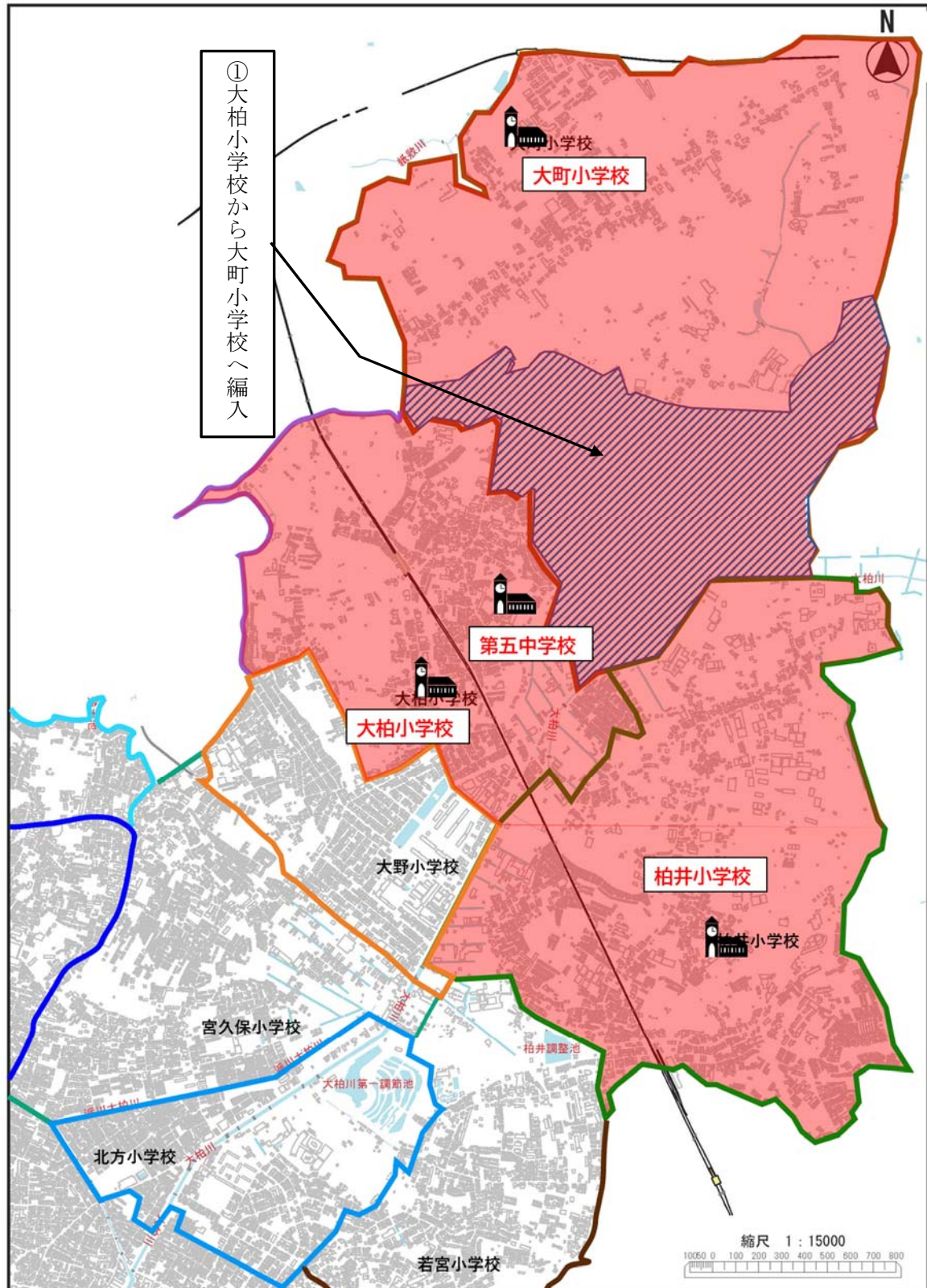
＜見直しの方向性＞

- 学校規模を是正するため、大柏小学校と大町小学校の通学区域を自治会単位で再編します。
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

5-2 第五中学校ブロック（第五中学校、大柏小学校、大町小学校、柏井小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。（現行） ＜分断された自治会（中学校区）＞ 1 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	適正規模となっている。 ＜学級数＞ 第五中⑰、大柏小⑱、大町小⑫、柏井小⑭
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 第五中学校及び柏井小学校は、各学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 大柏小学校と大町小学校は、はじめに建替えを計画している大町小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しあり）を大柏小学校と大町小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

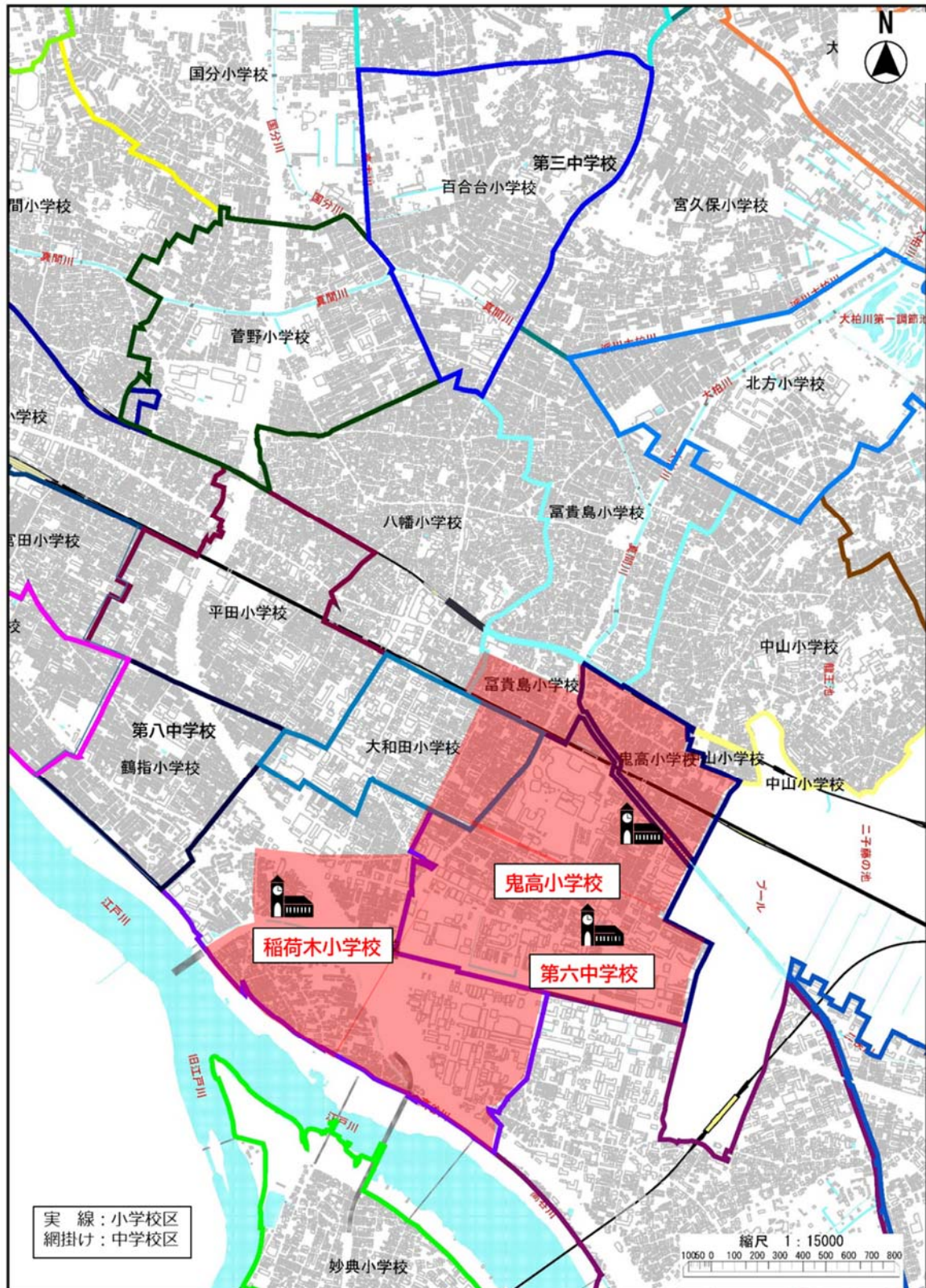
（留意事項）

- ・ 通学路の距離は適正であるものの、通学路が直線距離で約1km（約1.5km→約2.5km）伸びることによる児童の登下校時の安全確保と身体的負担に留意する必要がある。
- ・ 北千葉道路の整備等による人口動向に注視する必要がある。

6-1 第六中学校ブロック（第六中学校、鬼高小学校、稲荷木小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 稲荷木小学校、富貴島小学校（第三中学校ブロック）、大和田小学校（第八中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティのつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	鬼高小は大規模校となっている。 ＜学級数＞ 第六中⑱、鬼高小⑳、稲荷木小⑬
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

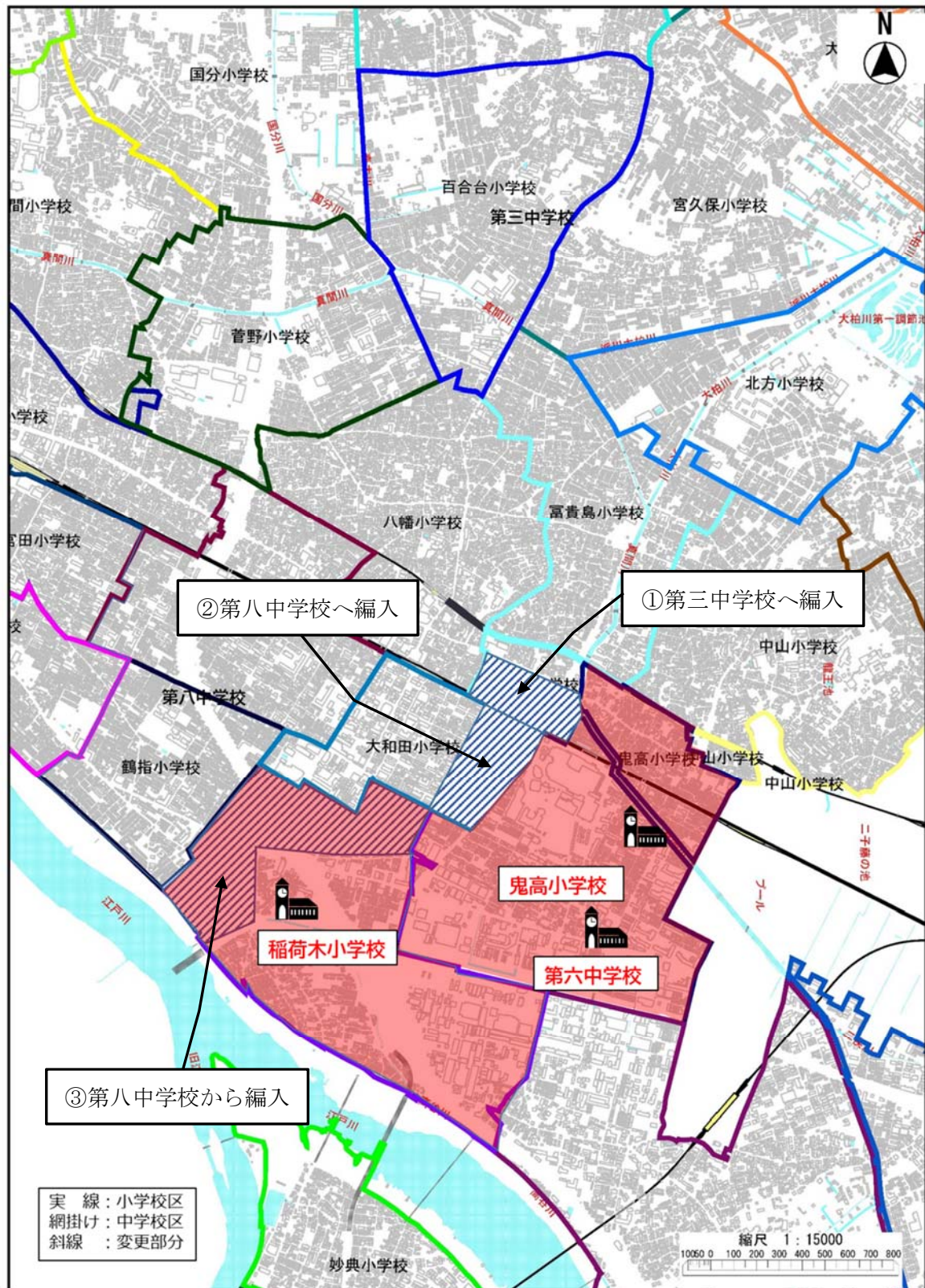
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第六中学校の通学区域を鬼高小学校、稲荷木小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

6-2 第六中学校ブロック（第六中学校、鬼高小学校、稲荷木小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。（現行） ＜分断された自治会（中学校区）＞ 5自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	鬼高小は大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第六中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

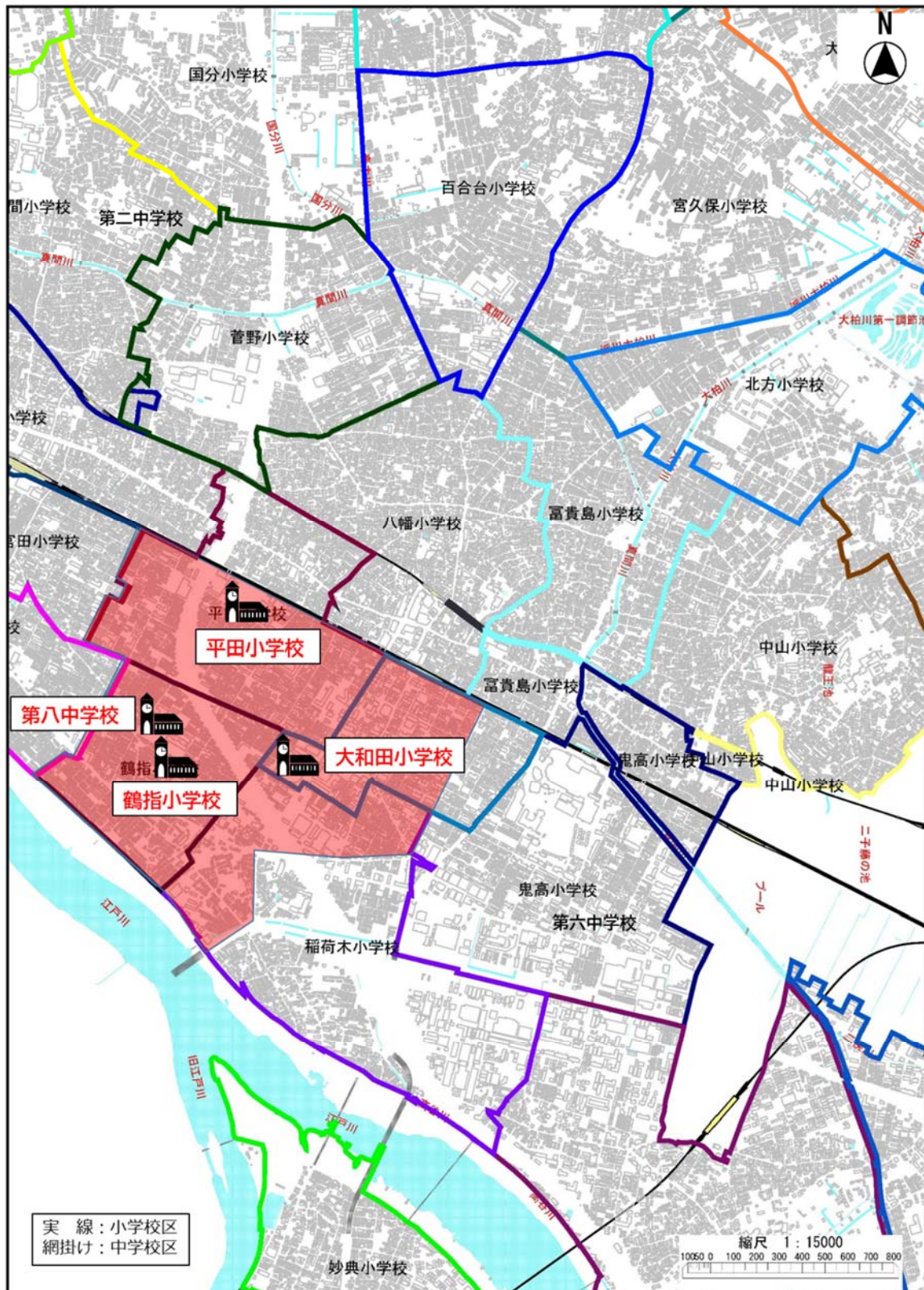
- ・ 第六中学校、鬼高小学校、稻荷木小学校
- ・ 第三中学校、富貴島小学校
- ・ 第八中学校、大和田小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

8-1 第八中学校ブロック（第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 平田小学校、大和田小学校、 稲荷木小学校（第六中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。 ＜学級数＞ 第八中^⑮、平田小^⑭、鶴指小^⑭、大和田小^⑮
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

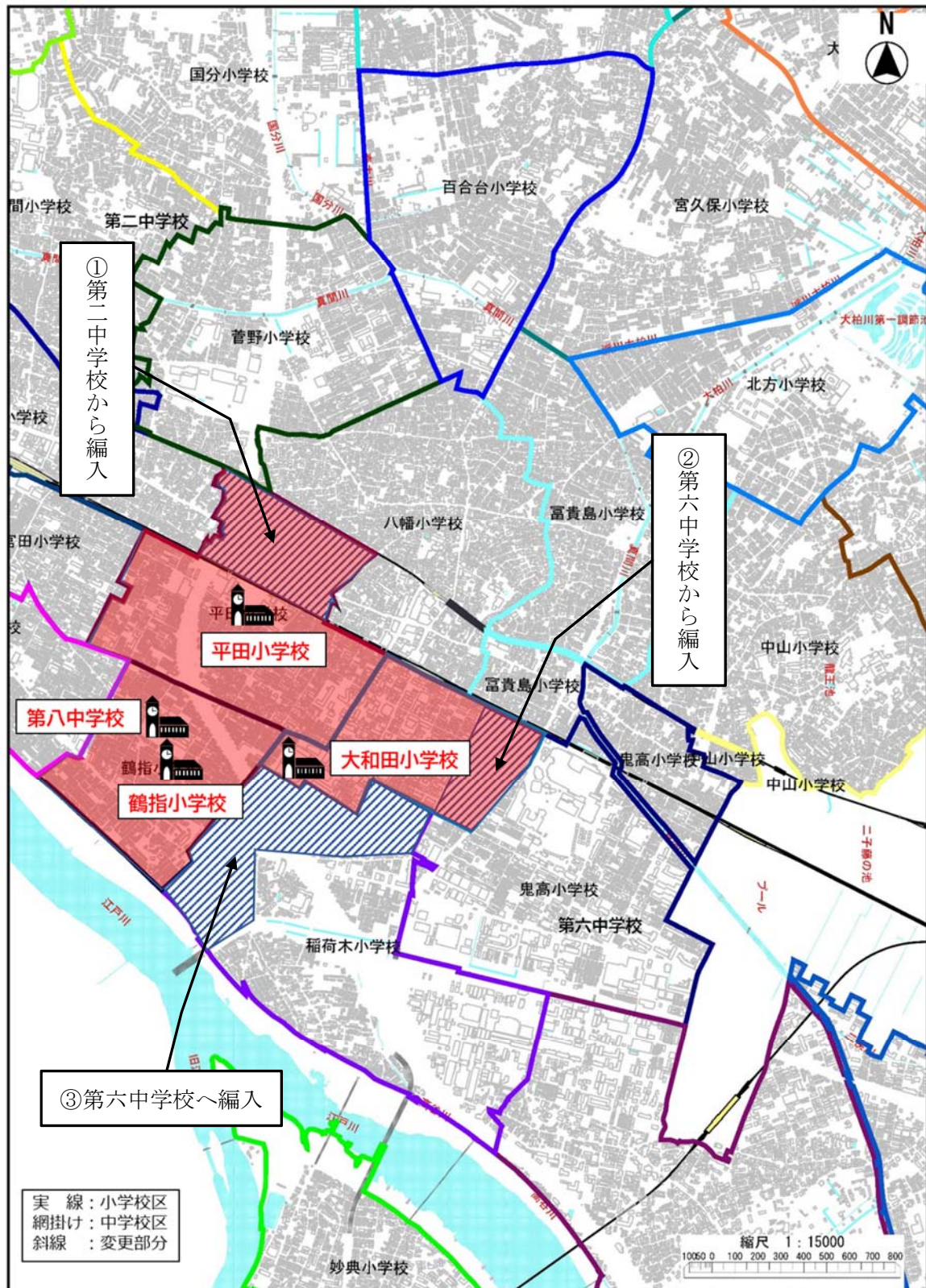
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第八中学校の通学区域を平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校の通学区域に合わせます。
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

8-2 第八中学校ブロック（第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。（現行） ＜分断された自治会（中学校区）＞ 5自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第八中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

- ・ 第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校
- ・ 第二中学校
- ・ 第六中学校、稻荷木小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

現 行

Map of the area around the former Kashiwa City Office, showing school districts. The map is color-coded: red for elementary school districts and blue for middle school districts. Key locations include Kashiwa River (荒川), Kashiwa Bay (荒川湾), and various schools like Kashiwa Elementary School (柏小学校), Kashiwa Middle School (柏中学校), and Kashiwa North Elementary School (柏北小学校). A legend indicates that solid lines represent elementary school districts and blue lines represent middle school districts. A scale bar shows 0 to 800 meters, and a north arrow is present.

＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 宮久保小学校、若宮小学校（第四中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	宮久保小と大野小が大規模校、北方小が小規模校となっている。 ＜学級数＞ 下貝塚中⑱、宮久保小㉑、北方小⑩、大野小㉑
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

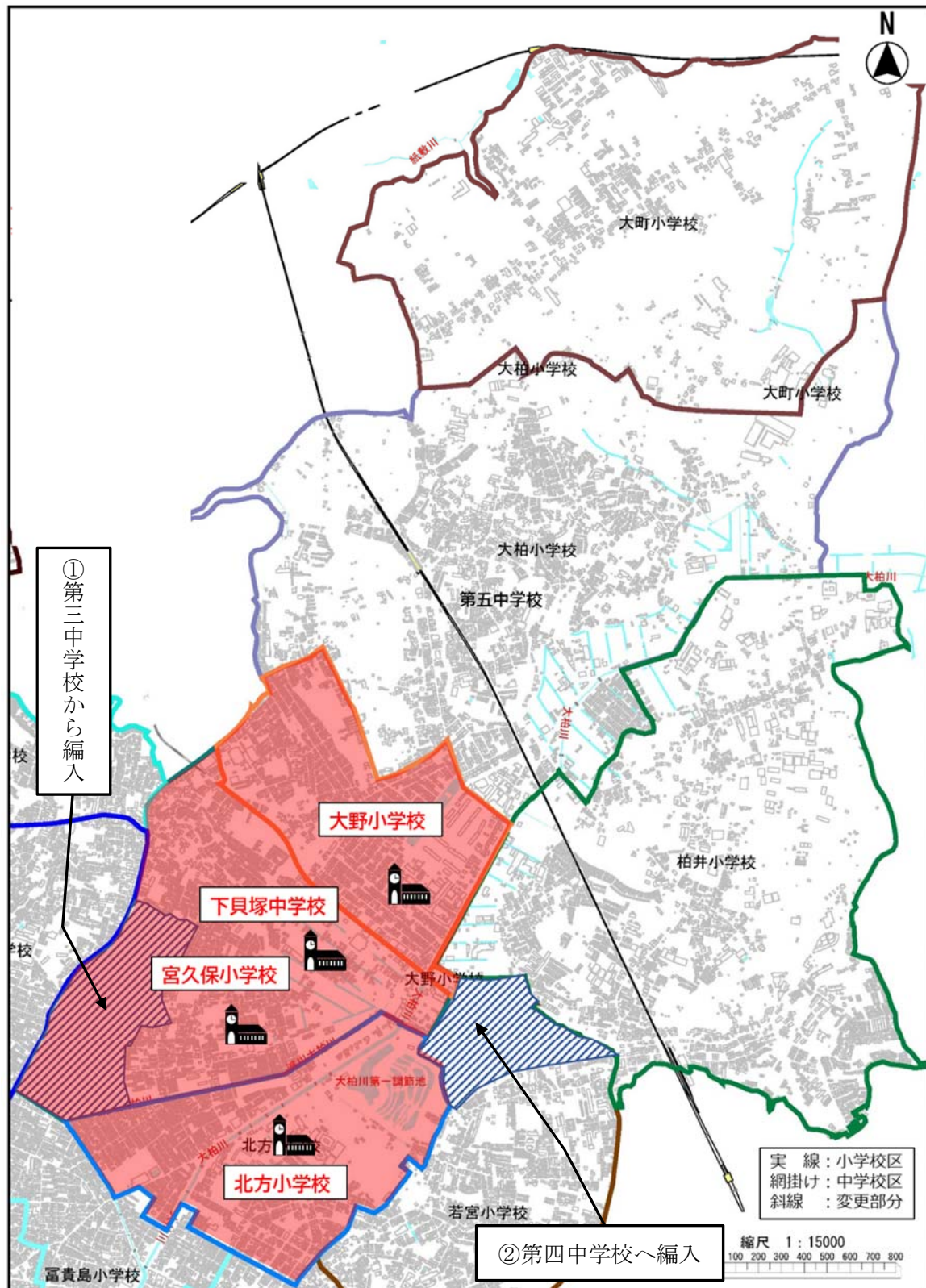
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、下貝塚中学校の通学区域を宮久保小学校、北方小学校、大野小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

9-2 下貝塚中学校ブロック（下貝塚中学校、宮久保小学校、北方小学校、大野小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。（現行） ＜分断された自治会（中学校区）＞ 7 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	宮久保小と大野小が大規模校、北方小が小規模校となっている。大規模校は将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 下貝塚中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

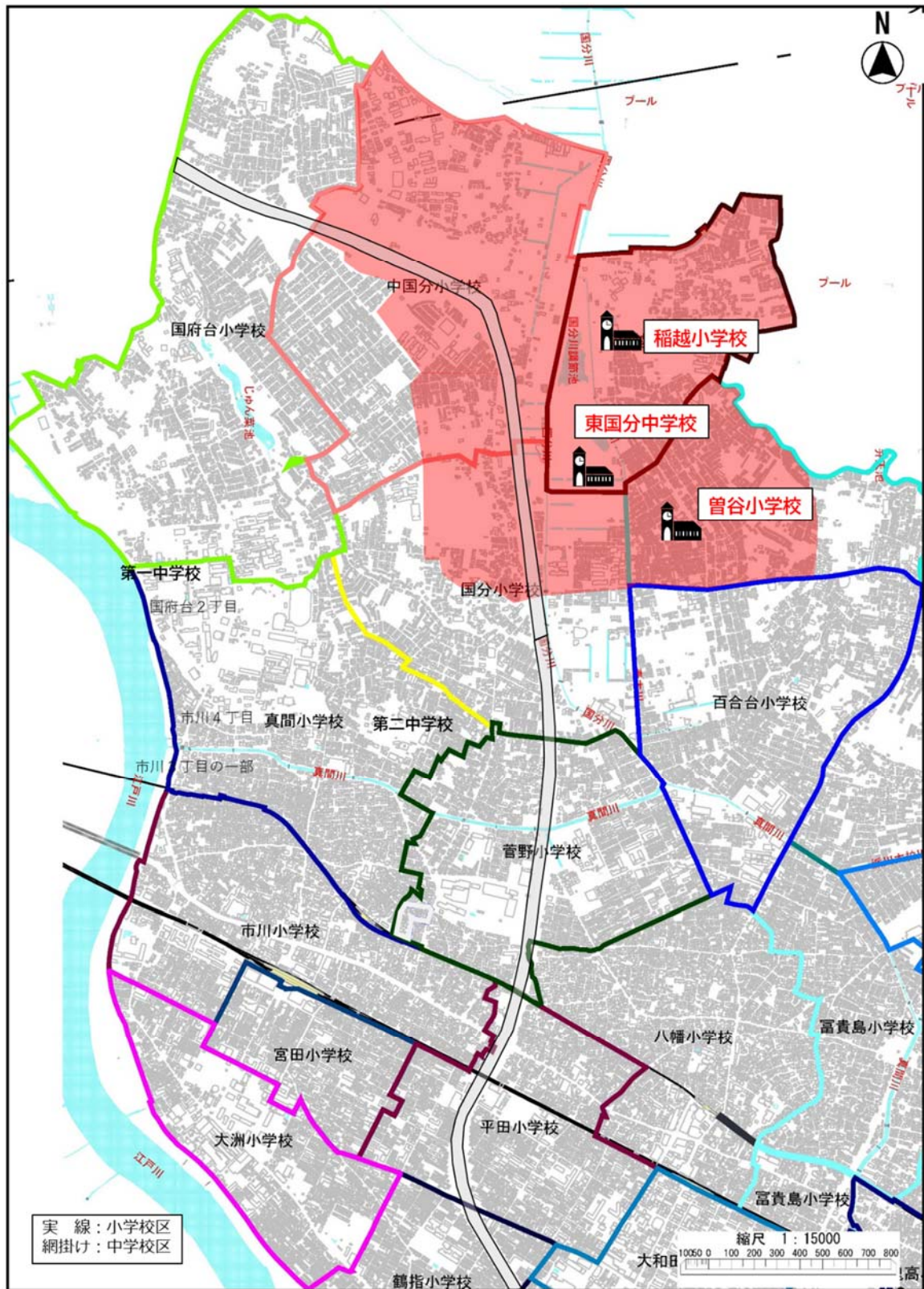
- ・ 下貝塚中学校、宮久保小学校、北方小学校、大野小学校
- ・ 第三中学校
- ・ 第四中学校、若宮小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

12- 1 東国分中学校ブロック（東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 曾谷小学校、中国分小学校（第一中学校ブロック）、 国分小学校（第二中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	東国分中と稲越小が小規模校となっている。 ＜学級数＞ 東国分中⑨、曾谷小⑬、稲越小⑧
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

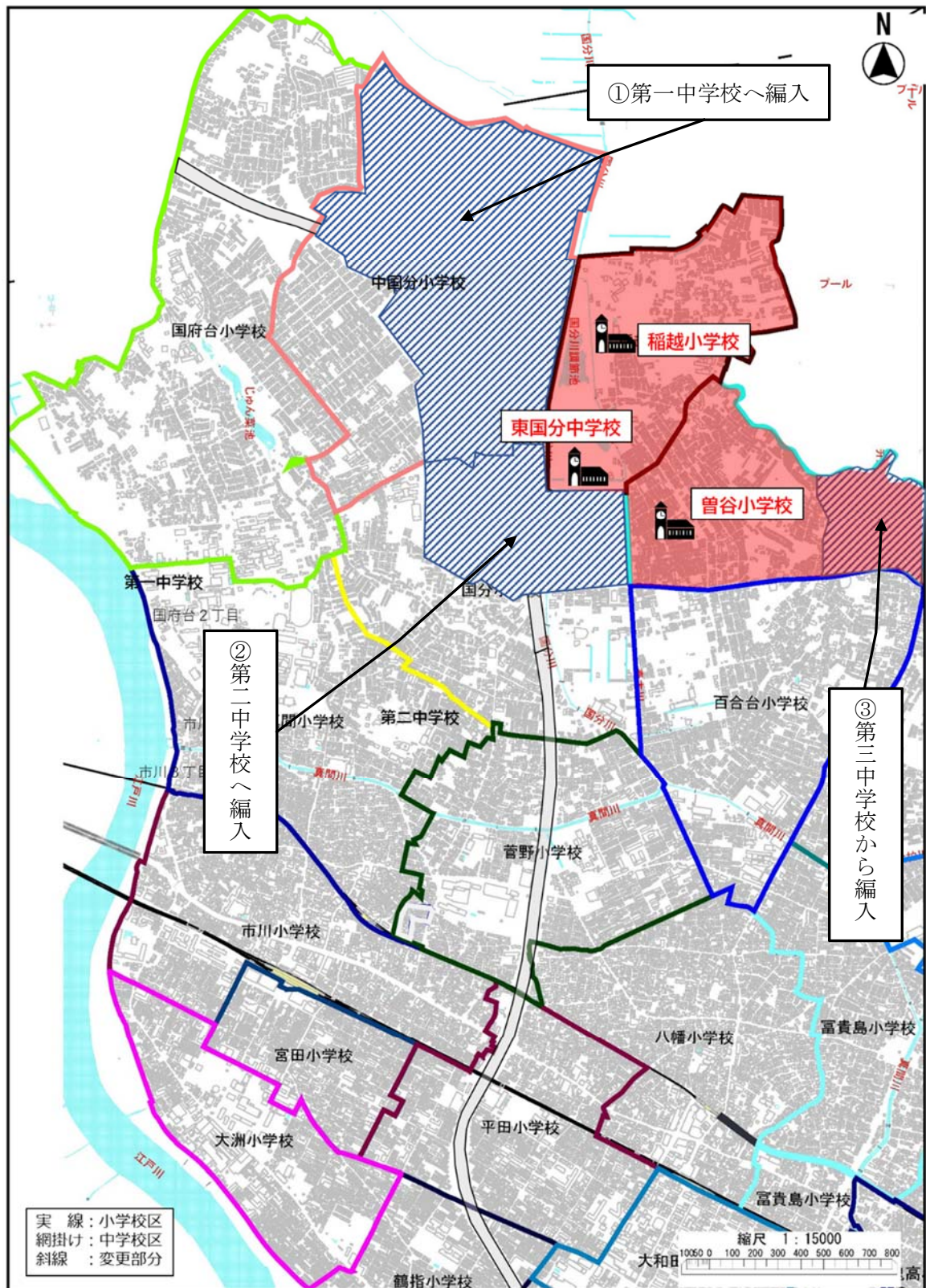
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、東国分中学校の通学区域を曾谷小学校、稲越小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

12-2 東国分中学校ブロック（東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。（現行） ＜分断された自治会（中学校区）＞ 4 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	東国分中と稲越小が小規模校となっている。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校（統合）の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

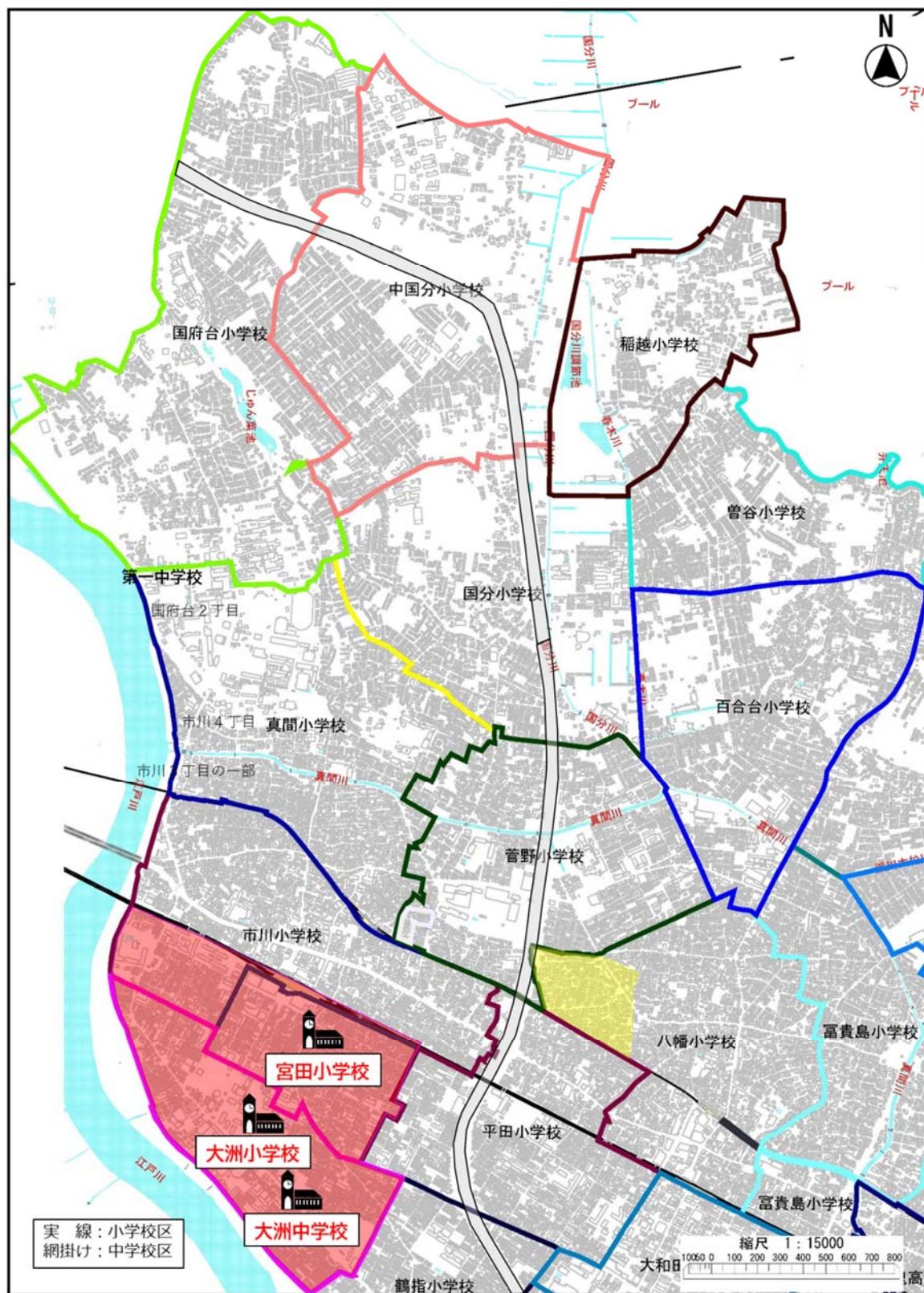
- ・ 東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校
- ・ 第一中学校、中国分小学校
- ・ 第二中学校、国分小学校
- ・ 第三中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

13- 1 大洲中学校ブロック（大洲中学校、宮田小学校、大洲小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 市川小学校（第一中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。 ＜学級数＞ 大洲中⑫、宮田小⑮、大洲小⑮
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

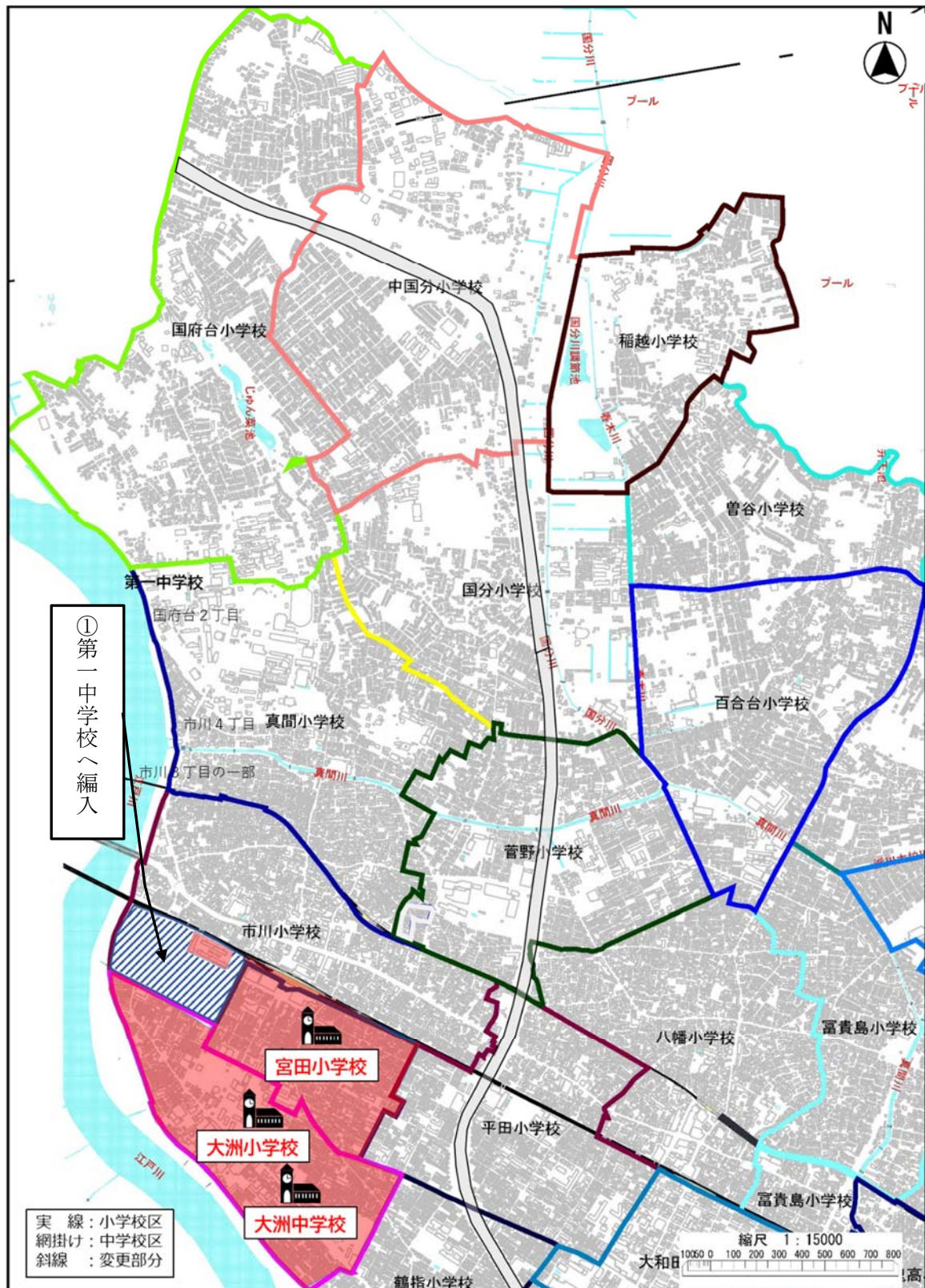
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、大洲中学校の通学区域を宮田小学校、大洲小学校の通学区域に合わせます。
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

13-2 大洲中学校ブロック（大洲中学校、宮田小学校、大洲小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。（現行） ＜分断された自治会（中学校区）＞ 2 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 大洲中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

- ・ 大洲中学校、宮田小学校、大洲小学校
- ・ 第一中学校、市川小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

17 複数の中学校区に分かれている自治会

No.	自治会名	重複している学校名			備考
1	市川3丁目第一自治会	第一中学校	第二中学校		
2	根本自治会	第一中学校	第二中学校		一軒のみ
3	平田町会	第一中学校	第二中学校		一軒のみ
4	真間二丁目西部自治会	第一中学校	第二中学校		
5	六反田自治会	第一中学校	第二中学校		
6	中国分自治会	第一中学校	東国分中学校		
7	白幡自治会	第二中学校	第三中学校		
8	菅野二丁目自治会	第二中学校	第三中学校		
9	東菅野町会	第二中学校	第三中学校		
10	平田町会	第二中学校	第八中学校		
11	平川自治会	第二中学校	東国分中学校		
12	北方一丁目自治会	第三中学校	第四中学校		
13	北方中央自治会	第三中学校	第四中学校		
14	本北方一丁目自治会	第三中学校	第四中学校	下貝塚中学校	
15	八幡上町自治会	第三中学校	第六中学校		
16	八幡下町自治会	第三中学校	第六中学校		
17	辰巳自治会	第三中学校	第八中学校		
18	東古八幡自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
19	富貴島自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
20	宮久保連合自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
21	曾谷第4自治会	第三中学校	東国分中学校		
22	曾谷第5自治会	第三中学校	東国分中学校		
23	鬼越町会	第四中学校	第六中学校		
24	高石神自治会	第四中学校	第六中学校		
25	北方東部自治会	第四中学校	下貝塚中学校		
26	千足町会	第四中学校	下貝塚中学校		
27	迎米自治会	第五中学校	下貝塚中学校		
28	大和田自治会	第六中学校	第八中学校		
29	末広自治会	第七中学校	妙典中学校		
30	行徳駅前4丁目自治会	第七中学校	福栄中学校		
31	大洲自治会	第八中学校	大洲中学校		
32	新田第2・3丁目自治会	第八中学校	大洲中学校		
33	南行徳富美浜自治会	福栄中学校	南行徳中学校		一軒のみ